

第十回 参議院 郵政委員会 會議 録 第四号

昭和二十六年三月九日(金曜日)午後一時四十六分開会

本日の會議に付した事件

○郵便法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長大野幸二君) 只今から委員會を開きます。

本日は郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案、郵便法の一部を改正する法律案について御審議を願います。いずれも予備審査でございますが、一応これより提案理由の説明をお願いいたします。

○國務大臣(田村文吉君) 只今議題となりました郵便法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案、以上四つの法律案について提案の理由を御説明申し上げます。先ず郵便法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行の郵便法は、新憲法の制定に伴いまして、その

内容を新憲法の精神に即応せしめる必要に基きまして、昭和二十二年急速に制定せられたものであります。その際郵便取扱制度の内容の改正は短時間で成案できるものとどめ、その他は新郵便法制定後できるだけ速かに改正することとせられていたのであります。従いまして、郵政省におきましては、その後郵便取扱制度をできるだけ国民の希望するところに合致するようならぬにして、郵便サービスの改善を図ろうと種々考究して参つたのであります。が、今般その案がまとまりましたので、ここに郵便法の一部を改正する法律案を提案することとした次第であります。以下改正の要点について若干御説明申し上げます。

先ず、新に制度を設けようとするものについて申し上げます。第一は、小包葉書の制度であります。小包郵便物は、現行法規の下では信書の合装又は添附が認められていないので、小包を送つたことを知らせる手紙と小包が同時に届けられないのを常とし、利用上著しく不便な場合がありますので、小包に添附して荷札をかねて同時に送達される小包葉書の制度を設定し、その料金を三円とすることとしました。

第二は、料金受取人拂の制度であります。これは商社等が郵便局の承認を得て一定の條件に従い封筒又は私製葉書を調製し、これをあらかじめ多数の者に配付し、配付を受けた者は注文等をする場合、切手を貼ることなく、そのままこれを商社等宛に差し出し、その

料金は同郵便物を配達の際、一般郵便料に料金徴収のための手数料一円を附加して、受取人たる商社等から徴収する制度であります。商業活動の利便と郵便利用の負担の軽減を図らんとするものであります。

第三は、小包について、戦前実施していましたが、戦時中一時停止してしまつたこととあります。次に現行の取扱制度の内容を改正しようとするものについて申し上げます。第一は、小包郵便物の容積及び重量の最高制限を改めることとしたこととあります。現行の容積及び重量の最高制限は若干低く過ぎ、利用上不便であると認められますので、小包郵便物の容積の長さ、幅及び厚さを各別に一定したものとせず、その合計したものに改めて、若干これを引上げ、又その重量の最高制限を現行の四キログラムから戦前の六キログラムに引上げることとしました。

第二は、小包郵便物の料金を改正することとしたこととあります。小包郵便物の料金を改正することとあります。小包郵便物の料金体系をできるだけ合理的なものとしたため、小包の取扱経費がその送達距離の大小により多大の差違があること、小包と同種の鉄道小荷物の運賃が距離制をとつていて、その事情を考慮しまして、現行の全園均一制を地帯制に改め、その地帯の区切り方は引受事務の簡便化のためできるだけその段階を少くし、三地帯制としたのであります。そうして地帯別の料金額は近距離は低料にして遠距離

を幾分高額とし、全体としては平均的に現行料金による収入と大差ないよう定めることとしました。

第三は、書留と保険の両制度を統合して書留制度に一本化することとしたこととあります。現在賠償を伴う記録簿の制度には書留と保険とがあり、郵便物が送達中亡失した場合に、六百元以上の損害賠償を得ようとするものは保険ととして差し出さなければならぬこととなつておりますが、利用の実際は書留として出せば送達途中亡失した場合、その実損額を賠償してもらえらるものと考へているのが一般の実情であります。従つてこの損害賠償をめぐつて紛議を生じている状態にもありますので、この両制度を統合しまして書留制度に一本化し、その料金は、差出の際申告した損害要償額に依つてこれを納付させ、送達中に亡失又は毀損した場合に、申告した要償額の限度においてその実損額を賠償することとしますと共に、その賠償最高額を現行保険の場合の十倍に引き上げ、現金は五万円、物品は五十万円とすることにして、公衆の利便と損害の救済を實状に即するよう改めたいといふ点であります。

第四は、第三種郵便物の認可についての改正であります。即ち第三種郵便物の認可条件をできるだけ具体的に定め、又認可の審査期間及び認可の効力の発生時期を法定しますと共に、認可の審査期間を法定します関係から、今後の認可申請をできるだけ認可条件を具備しているものたらしめて、審査事務の円滑化を図るため、現在認可料として認可の際納めることになつてゐる金額を認可申請の際納付させることとし、認可をしない場合にはその半額を還付すること等を定めまして、第三種郵便物認可の事務処理の明確化と迅速化を期することといたしました。

第五は、料金後納の担保の減免等の改正であります。料金後納郵便制度の現行の担保額は、三ヶ月分相当額となつてゐるため相当高額に上るものがありまして、本制度の利用を困難にしてゐるからいがあるから、担保額を二ヶ月分相当額に引下げ、又国債等の有価証券を担保として認めることとしました。ほか、官公署特別の法律で設立された公団、公社、日本銀行等は、その性質上絶対に料金徴収不能の事態を生じないものでありますので、これらのものに対しては、担保提供の免除を明定することとして本制度の利用の増大と、利用者の負担の軽減を図ることといたしました。

第六は、郵便私書箱の短期使用の制を設けることとしたこととあります。郵便私書箱の使用は、現在一年以上利用するものの使用を立前としております。例へば外国の旅行者等は不便を感じておりますので、三ヶ月間及び六ヶ月間の短期且つ定期の利用の途を開くこととしました。

その他現行制度を改正するものとして、代金引換金額の最高制限を現行の五万円から五十万円に引上げた

こと、電信による名宛変更、取戻し料金を適正にしたこと等があります。

最後に郵便事業の円滑な運営を確保するための改正について申し上げます。

第一は、信書送達の独占に関する規定を明確にしたこととあります。これに關する現行規定は、何人も信書の送達を營業としてはならない、となつていますが、信書の送達を業として行つて者が委託者の雇人の形式をこつて行つて居る場合の規定に抵触するかどうかについて疑義を生じ、私設郵便局の取締上も困りますので、この点を明確にいたしましたのであります。又他人の信書の送達を業とするものは委託者から懸念されて開始する場合も少なくないと思われ

ますので、このような信書の送達を禁止せられて居る者には信書の送達を委託してはならないこととしました。

第二は、罰則中罰金の金額の改正であります。罰金の現行金額は、現下の經濟事情の下では低きに過ぎますので、他の一般刑法令の例に倣つて、これをすべて現行の十倍に引上げようとするものであります。

第三は、郵便の不正に利用する罪を新たに規定したこととあります。郵便は公共の福祉増進を目的とする文化的、平和的な事業であり、又國民の日常生活に欠くことのできないものであるため、犯罪の目的で利用することを許すことは事業の性格に反するばかりでなく、國民は郵便に対する安心感を失ひ、國民の文化的、平和的な生活の障害を與へることとなる虞れがありますので、犯罪の手段として最も多く郵便を利用する虞れのある詐欺、脅迫等の目的で真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称又は通信文を

記載した郵便物を差出し、又は他人にこれを差出させた者は五万円以下の罰金又は科料に処することとしました。次は郵便貯金法の一部を改正する法律案であります。

この法律案は、郵便貯金の預金者の利便を増進し、その利用を容易にして貯蓄の吸収に資し、一面において現在利用度の少い、又は利用の全くない制度を廃止して事業の簡素化を図り、併せて社會情勢及び經濟事情の変化に伴う規定の整備を行おうとするものであります。その内容は次の通りであります。

第一の改正は、定額郵便貯金の利率を引上げることであります。これはその利率が現在最低年二分九厘（預入期間一年以下のもの）、最高年三分五厘（預入期間五年を超えるもの）と定められておりましたので、銀行の定期預金利率（預入期間三カ月のもの年三分八厘、六カ月のもの年四分六厘、一年のもの年五分）に比べて著しく低いので、その利率を最低年三分、最高年四分に引上げ、長期預金者の利便を図り、現下緊急の課題であります長期安定資金の吸収に資せんとするものであります。もつともこの利率の引上げは支拂利子の増加を來たし、事業の經營に多少の影響を與へますので、その均衡を保つために、一方通常郵便貯金の利子計算方法を改め、各月の十六日以後の預入金にはその月の利子を付け、ないこととし、月末に預入して翌月の初めに引き出されるがごとき短期の預入金には利子を付けないことに改めると共に、通常郵便貯金及び積立郵便貯金の十円未満の端数の預入金にも利子を付けない

ことに改めたいと存するのであります。

第二の改正は、預金者の請求によつて取扱郵便局を特定する制度を新設し、一面、郵便貯金本人票の発行を實施することとありますが、これは、現在郵便貯金の利用が多少の制限はありますが、原則としてこの郵便局でもできるという利点が、通帳盗難等の場合においては却つて貯金の詐取を招く結果となつて居る実情に鑑みまして、郵便貯金制度を常に住所又は勤務先の最寄郵便局で利用して居る者の利便のために、その請求により一の通常郵便貯金についてその預入、拂戻し等の取扱をする郵便局をあらかじめ預金者が特定し得ることとし、その場合にはその他の郵便局ではその貯金について一切の取扱をしないこととする制度を設けて、これらの預金者の貯金を安全にする一面、船員、旅行者等全国各地の郵便局で郵便貯金の利用を必要とする預金者に対しては、その請求により郵便貯金本人票を免費で交付し、その本人票の提示によつて全国どこかの郵便局でも何らの制限なく郵便貯金を利用できるようにいたしましたので、これらの預金者の利便及び貯金の安全を図らうとするものであります。

第三の改正は、据置郵便貯金、特別据置郵便貯金及び預金者の請求による証券保管の制度を廃止することとありますが、これらの制度は、現在利用度が少いか又は全く利用がなくなつて居るものであります。将来もその利用を期待することができないので、この際すべて廃止して事業の簡素化を図りたいと存するのであります。尤も、現在なお存する少数の利用者に対してしま

しては、法律施行後もその権利を保全するよう附則において考慮しております。

その他の改正といつたしましては、郵便貯金の元利金の支拂が保証する旨の積約規定を設けまして、その安全性を明確にすること、郵便貯金の貯金総額の制限の規定の適用を受けない法人又は団体として、新たに日本専売公社、日本国有鉄道、大日本育英会、日本放送協会、その他民法第三十四條の法人など、因に準ずべき団体及び公益団体を加へること、通常郵便貯金の一部拂戻しの場合の金額の端数制限を四位以上に引上げること、団体取扱郵便貯金の取扱対象団体を拡張すること等があります。これらの改正は、預金者の利便を図り、又は經濟事情の変化に伴う規定の整備を行おうとするものであります。

次に郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を説明申し上げます。この法律案は、郵便貯金法の一部改正と同じく郵便振替貯金の加入者の利便を増進し、その利用を容易にする一面、利用度の少い制度を廃止して事業の簡素化を図ると共に、併せて社會情勢及び經濟事情の変化に伴う規定の整備を行う郵便振替貯金事業の發展に寄與しようとするものであります。その内容は次の通りであります。

その一は、郵便貯金の場合と同様の趣旨で郵便振替貯金の元利金の支拂について國が保証する旨の積約規定を設けようとするものであります。その二は、現在加入者の代理行為をする代理署名人の権限は、振替及び拂出の請求のみに限られておるのであります。住所の変更の届出その他加入

の実体に触れない範囲においてその権限を拡張することによりまして、利用上の利便を図らうとするものであります。

その三は、現在郵便振替貯金の貯金現在高が十万円を超えるときは、その超過する額に対しては利子を付けないこととなつておるのであります。この規定は大正四年に設けられた制限であり、今日の經濟事情の下においてはふさわしくないものと認められますので、この制限を撤廃致しまして、加入者の利益を保護しようとするものであります。

その四は、公金に關する郵便振替貯金として、地方公共団体を加入者ととし、その加入者が徴収する地方税等の公金の納付については一般の拂込料金よりも低廉な料金で特別の取扱をする制度が現に盛んに利用されておるのであります。この制度を公益事業即ち電気及びガス事業の料金の納付についても利用することができ、途を開き、郵便振替貯金制度の利用の増進を図らうとするものであります。

その五といつたしましては、現在債券に關する郵便振替貯金として、國債、社債の募集、売出にかかる拂込金等の受入、又その買上代金、元利金等の支拂を取り扱う規定がありますが、取扱の対象であるこれらの債券の買上や償還による整理が進捗して、本年度を以て一応終了する状況にあります。一面、この事務はその性質上非常に複雑なものであります。その料金収入では事務費を賄えない現状で、而もその料金の引上は困難な事情にあります。この趣旨を踏まえ、この制度を廃止し、事務の簡素化を図らうとするものであります。

その六は、現在加入者の代理行為をする代理署名人の権限は、振替及び拂出の請求のみに限られておるのであります。住所の変更の届出その他加入

の実体に触れない範囲においてその権限を拡張することによりまして、利用上の利便を図らうとするものであります。

その三は、現在郵便振替貯金の貯金現在高が十万円を超えるときは、その超過する額に対しては利子を付けないこととなつておるのであります。この規定は大正四年に設けられた制限であり、今日の經濟事情の下においてはふさわしくないものと認められますので、この制限を撤廃致しまして、加入者の利益を保護しようとするものであります。

その四は、公金に關する郵便振替貯金として、地方公共団体を加入者ととし、その加入者が徴収する地方税等の公金の納付については一般の拂込料金よりも低廉な料金で特別の取扱をする制度が現に盛んに利用されておるのであります。この制度を公益事業即ち電気及びガス事業の料金の納付についても利用することができ、途を開き、郵便振替貯金制度の利用の増進を図らうとするものであります。

その五といつたしましては、現在債券に關する郵便振替貯金として、國債、社債の募集、売出にかかる拂込金等の受入、又その買上代金、元利金等の支拂を取り扱う規定がありますが、取扱の対象であるこれらの債券の買上や償還による整理が進捗して、本年度を以て一応終了する状況にあります。一面、この事務はその性質上非常に複雑なものであります。その料金収入では事務費を賄えない現状で、而もその料金の引上は困難な事情にあります。この趣旨を踏まえ、この制度を廃止し、事務の簡素化を図らうとするものであります。

その六は、現在加入者の代理行為をする代理署名人の権限は、振替及び拂出の請求のみに限られておるのであります。住所の変更の届出その他加入

最後に、郵便貯金法に増いて保管する証券の整理に関する法律案の提案理由を説明申し上げます。この法律案は、証券整理貯金の取扱を積極的に実施してその整理の促進を図りますと共に、従来特別に定められておりました証券整理貯金に関する権利消滅の規定を改めまして、預金者の権利を保護しようとするものであります。その内容は次の通りであります。

証券整理貯金と申しますのは、郵便貯金に附帯して保管された証券を、郵便貯金事業の簡素化を図るため郵政省が預金者に代つて売却し、その代金を郵便貯金に組み入れたものであります。従来この貯金につきましては、預金者の請求によつて初めて通帳に対する記入又は拂戻しの取扱をして来たものであります。ところが、証券整理貯金の整理状況を見ますと、整理を始めた昭和二十四年九月から昨年十二月まで一年四か月の間に金額にいたしまして約五十七兆を整理したに過ぎないのであります。このまま放置しておきますと、整理に相当長期間を要し、本法律の目的を達することが困難であるばかりでなく、預金者の権利が消滅する虞れもありませんので、預金者の請求の有無にかかわらず、地方貯金局で証券整理貯金の附随する郵便貯金の通帳を受入れたときは、積極的にその金額を通帳に記入すると共に、その貯金の拂戻しについても、その金額が通帳に記入されていると否とにかかわらず、又、その全部拂戻しであるか一部拂戻しであるかを問わず、制限なく、即ち従来は通帳に金額が記入されていない証券整理貯金の拂戻しは、その全

部拂戻しに限られておりましたが、これを無制限に取扱ふことに改めることにいたしましたというのであります。

次にこの法律の現行規定では、保管証券の整理を完全にするため預金者から証券整理貯金の拂戻し又は通帳に対する記入の請求が十年間ないときは、この貯金に関する預金者の権利が消滅する旨の特別の規定が設けられておりますので、前述のとおり現状のまま推移いたしますと、未整理貯金のかかりの部分があり、この規定によつて消滅する虞れがあります。そこで、預金者の権利を保護するため、通帳に対する金額の記入及び拂戻しの取扱を積極的に実施する半面、従来昭和三十四年八月末日までに通帳に対する金額の記入又は全部拂戻しの請求がないときは消滅することになつておりました預金者の権利に関する特別の規定を削つて、その貯金が組入れられた郵便貯金の権利と一体となつて存続し消滅するように改め、更にこの改正によつて却つて不利益を蒙る預金者のために特例を設けまして、証券整理貯金を受け入れた郵便貯金に関する権利がすでに消滅し、又は右の期日までに消滅した場合においても、なお証券整理貯金に関する権利は右の期日までに存続することとし、その権利の保全に万全を期したいと存するのであります。

以上が、唯今議題となりました四法律案の内容であります。何とぞ十分御審議の上、速かに可決せられんことをお願いする次第であります。

○委員長(大野幸一君) それでは只今の議案は本日は説明だけを頂きまして、その他條文の個別的説明は次回

にいたしたいと存じます。速記をとどめて下さい。

午後二時十分速記中止

午後二時四十九分速記開始

○委員長(大野幸一君) 速記を始めて下さい。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十分散会

出席者は左の通り。

委員長 大野 幸一君

理事 中川 幸平君
柏木 庫治君

委員 城 義臣君
三木 治朗君

郵政大臣 田村 文吉君
電気通信大臣 生田 武夫君

事務局長 常任委員 生田 武夫君
常任委員 勝矢 和三君
会専門員

二月二十四日日本委員会に左の事件を付託された

岡山県宇甘西郵便局の集配事務開始に関する請願(第七二一号)

第七二一号 昭和二十六年二月十三日受理

岡山県宇甘西郵便局の集配事務開始に関する請願

請願者 岡山県御津郡宇甘西村 長 河原澄衛外一名

紹介議員 加藤 武徳君

岡山県宇甘西村は、戸数四百余人、人口二千六百二十二人の村であるが、役場はも

ち論、協同組合、学校、各種駐在所等あらゆる機関が設置されている。しかるに同村唯一の郵便局が集配事務を行つていないため、村民は多大の不便を感じているから、すみやかに宇甘西郵便局の集配事務を開始せられたいとの請願。

二月二十八日子備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

「第一節 公債」
第三節 在 第六十四條及び第六十五條を次のように改める。

第六十四條及び第六十五條 削除

「第二節 在外加入者の郵便振替貯金」
第二節 在外加入者の郵便振替貯金(第二節 在外加入者の郵便振替貯金)に改める。

附 則

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

を保証する。

第四條 削除

第十條第一項中「振替及び拂出を請求すること」とを「振替及び拂出の請求その他省令の定める請求又は届出をすること」に改める。

第十七條第一項但書中「及び口座の現在高が十万円を超える場合におけるその超過額」を削る。

第五章中「第一節 公金に関する郵便振替貯金」を「第一節 公金等に関する郵便振替貯金」に改め、「第二節 債券に関する郵便振替貯金」を削る。

第六十三條を次のように改める。

第六十三條(公益事業の料金) 第五十八條から前條までの規定は、公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)による公益事業者を加入者とし、当該加入者に公益事業の料金を納付するための拂込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱について、これを準用する。

第六十四條及び第六十五條を次のように改める。

「第一節 公債」
第三節 在 第六十四條及び第六十五條を次のように改める。

第六十四條及び第六十五條 削除

「第二節 在外加入者の郵便振替貯金」
第二節 在外加入者の郵便振替貯金(第二節 在外加入者の郵便振替貯金)に改める。

附 則

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

「第一節 公債」
第三節 在 第六十四條及び第六十五條を次のように改める。

第六十四條及び第六十五條 削除

「第二節 在外加入者の郵便振替貯金」
第二節 在外加入者の郵便振替貯金(第二節 在外加入者の郵便振替貯金)に改める。

附 則

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

「第四章 特別郵便貯金」
第一節 予置郵便貯金
第二節 積立郵便貯金
第三節 定額郵便貯金
第四節 特別予置郵便貯金
第五節 予置期間経過後の特別郵便貯金

第五章 保管証券

に改める。
第三條及び第四條を次のように改める。
第三條(国の保証) 国は、郵便貯金として預入された貯金の拂もどし及びその貯金の利子の支拂を保証する。

第四條 削除
第七條第一項中「五種」を「三種」に改め、第二号及び第五号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同條第二項を削る。
第八條第二項中「官公署、学校、会社、工場その他の事業場に属する者が団体を組織して、」を「団体に属する者が、」に改め、「又は予置郵便貯金」を削る。
第九條を次のように改める。

第九條 削除
第十條第一項第三号中「及び宗教法人」を「宗教法人及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人」に改め、同項第四号中及び国家公務員法を、「国家公務員法」に改め、同号の末尾に「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二條の職員団体」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 日本専売公社、日本国有鉄

「第四章 積立郵便貯金」
第五節 定額郵便貯金

道、大日本育英会及び日本放送協会

第十二條第一項中「特別予置郵便貯金以外の郵便貯金」を「郵便貯金」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同号を次のように改め、同條第三項を削り、同條第四項中、及び郵便貯金切手を削る。
三 定額郵便貯金
預入の月の初日から拂もどし金の拂渡(拂もどし証書を発行するときはその発行)の日までの期間が五年をこえるとき 年四分
同期間が四年をこえ五年以下であるとき 年三分七厘
同期間が三年をこえ四年以下であるとき 年三分五厘
同期間が二年をこえ三年以下であるとき 年三分三厘
同期間が一年をこえ二年以下であるとき 年三分一厘五毛

第十三條第一項に次の但書を加える。
但し、各月の十六日以後に預入された通常郵便貯金の預入金には、その預入の月の利子をつけない。

第十三條第三項を次のように改める。
通常郵便貯金及び積立郵便貯金の十円未満の端数には、利子をつけない。
第十四條中、「予置郵便貯金」及び「又は特別予置郵便貯金」を削る。
第十五條を次のように改める。
第十五條 削除
第十六條第二号を削り、同條第四号中「郵便貯金」を「通常郵便貯金」に改め、同号を同條第二号とし、同條第二号中「予置郵便貯金、積立郵便貯金及び団体取扱の郵便貯金」を「団体取扱の通常郵便貯金及び積立郵便貯金」に改め、同号を同條第四号とする。
第十八條の見出し中、「貯金証書及び証券保管証券」及び「貯金証書」に改め、同條第一項中、「貯金証書又は証券保管証券」又は「貯金証書」に改め、同條第二項中「若しくは証券保管証券」を削る。
第十九條の見出し中「及び証券保管原簿」を削り、同條第二項を削る。
第二十條第一項中「又は予置郵便貯金」を削る。
第二十一條中「又は証券原簿所管庁及び」又は「証券保管」を削り、「貯金証書又は証券保管」又は「貯金証書」に改める。
第二十二條中「貯金証書又は証券保管証券」又は「貯金証書」に改める。
第二十四條中「又は保管証券」を削る。
第二十五條に次の一項を加える。
郵政省は、預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより、郵便貯金の取扱に関する証明資料として郵便貯金本人票を交付する。
第二十六條中、「又は保管証券を

交付し及び」又は「交付」を削る。
第二十九條の見出し中「及び保管証券」を削り、同條第一項中「並びに証券の購入、保管、売却又は返付の請求」を削り、「貯金若しくは保管証券」を「貯金の現在高」に、「貯金証書又は証券保管証券」又は「貯金証書」に、「貯金証書若しくは証券保管証券」を「若しくは貯金証書」に、「その貯金及び保管証券に関する預金者の権利は、消滅し、保管証券は、同庫に帰属する。」をその貯金に関する預金者の権利は、消滅する。」に改め、同條第二項中「特別郵便貯金」を「積立郵便貯金及び定額郵便貯金」に改める。
第三十條中、「証券原簿所管庁」を削る。
第三十六條第一項中「十銭未満」を「一円未満」に改める。
「第四章 特別郵便貯金」を削る
第一節 予置郵便貯金

第四十一條(取扱郵便局の特定)
郵政省は、通常郵便貯金の預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより、その貯金の預入、拂もどしその他の取扱をする郵便局を特定する。
前項の規定により郵便局を特定したときは、その郵便局以外の郵便局は、当該貯金について貯金の預入、拂もどしその他の取扱をしない。
郵政省は、預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより、第一項の規定による郵便局の特定を変更し、又は取り消す。
第四十二條から第四十四條までを次のように改める。
第四十二條から第四十四條まで 削除

「第一節 積立郵便貯金」を「第四章 積立郵便貯金」に改める。
第五十一條の次に次の一條を加える。
第五十一條之二(予置期間が経過した積立郵便貯金) 積立郵便貯金は、その予置期間が経過したときは、通常郵便貯金となる。
前項の場合には、郵政省は、預金者の請求により、その積立郵便貯金の通帳と引き換えに通常郵便貯金の通帳を交付する。
前項の規定による通帳の交付の請求があつた場合において、預金者が他に通常郵便貯金の通帳をもつて貯金の預入をしているときは、郵政省は、同項の規定にかかわらず、その貯金に積立郵便貯金であつた通常郵便貯金を組み入れる。
第一項の場合には、郵政省は、その積立郵便貯金の通帳によつては、貯金の預入又は一部拂もどしの取扱をしない。
「第三節 定額郵便貯金」を「第五章 定額郵便貯金」に改める。
第五十二條第二項中「拂渡の月」を「拂渡の月の翌月」に改める。
「第四節 特別予置郵便貯金」を削る。
第五十七條を次のように改める。
第五十七條(預入の日から十年が経過した定額郵便貯金) 定額郵便貯金は、預入の日から十年が経過したときは、通常郵便貯金となる。
前項の場合には、郵政省は、預金者の請求により、その定額郵便貯金の貯金証書と引き換えに通常郵便貯金の通帳を交付する。
前項の規定による通帳の交付の請求があつた場合において、預金者が他に通常郵便貯金の通帳をも

つて貯金の預入をしているときは、郵政省は、同項の規定にかかわらず、その貯金に定額郵便貯金であつた通常郵便貯金を組み入れる。

第一項の場合には、郵政省は、その定額郵便貯金の預金証書によつては、貯金の預入又は一部拂もどしの取扱をしない。

第一項の規定により通常郵便貯金となつた貯金の全部拂もどしで第二項の規定による通帳の交付の請求前ものについては、第五十五條の規定を準用する。

第五十八條から第七十條まで並びに「第五節 予置期間経過後の特別郵便貯金」及び「第五章 保管証券」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。但し、第二十五條第二項及び第四十一條の改正規定は、昭和二十六年十月一日から施行する。

2 この法律の施行前に預入した予置郵便貯金でこの法律の施行の際現に存するものについては、この法律の施行後でも、なお従前の例による。但し、その予置期間内においては、貯金の預入の取扱をしない。

3 この法律の施行前に預入した特別予置郵便貯金でこの法律の施行の際現に存するものについては、この法律の施行後でも、なお従前の例による。

4 前二項の郵便貯金については、郵政省は、預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより、その予置期間を短縮することができる。

5 この法律の施行前に保管した証券

券でこの法律の施行の際現に保管するものについては、この法律の施行後でも、なお従前の例による。

6 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

十 削除

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律（昭和二十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。
（郵便貯金通帳に対する記入）
第三條 地方貯金局は、預金者から貯金通帳を受け入れたときは、当該証券整理貯金の金額をその郵便貯金通帳に記入する。

2 郵政省は、前項の規定による記入をするときは、預金者に対し、当該整理証券の証券保管証又は証券保管通帳（証券保管証又は証券保管通帳を亡失したときはその事由書）の提出を求めることができる。

第四條第一項の次のように改め、同條第二項中「前項但書」を「前項」に、「通常郵便貯金を郵便貯金」に改め、同條第三項中「第一項但書」を「第一項」に改める。

証券整理貯金については、その金額が郵便貯金通帳に記入されなくても、その拂もどしをすること

ができる。

第五條を次のように改める。
（権利消滅の特例）
第五條 証券整理貯金についての預金者の権利は、昭和三十四年八月三十一日までは、郵便貯金法第二十九條第一項の規定にかかわらず、消滅しない。

第六條中「記入の請求」を「記入」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

三月一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、郵便法の一部を改正する法律案
郵便法の一部を改正する法律案
郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項を次のように改める。
何人も、他人の信書の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

第五條第三項の次に次の一項を加える。
何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書（同項但書に掲げるものを除く）の送達を委託してはならない。

第十三條第二項中「内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める。」を「郵政大臣及び経済安定本部

総裁が、命令でこれを定める。」に改める。

第十七條第一項第一号中「四キログラム」を「六キログラム」に改め、同項第二号を次のように改める。
二 小包郵便物
容積 長さ百センチメートル、長さ、幅及び厚さの合計二メートル
重量 六キログラム

第十九條を次のように改める。
第十九條（現金及び貴重品の差出方）
現金又は郵政大臣の指定する貴金属、宝石その他の貴重品を郵便物として差し出すときは、これを書留の郵便物としなければならない。

第二十三條第三項第一号中「号を逐つて」の下に「毎号千部以上を」と、同項第三号中「目的」とし、「の下に」広告掲載部分及び印刷部分の三分の一以下のものとして、を加え、同條第五項を次のように改める。

第二項の認可の申請をするときは、その申請者において、千二百円を納付しなければならない。

第二十三條に次の二項を加える。
前項の認可の申請があつたときは、郵政大臣は、認可申請の日から左の期間内に認可をし、又は認可しない旨を通知しなければならない。
一 日刊のもの 一箇月
二 その他のもの 二箇月

第三種郵便物の認可は、認可を受けた日以後に発行するものにつき、その効力を有する。

第二十八條第三項中「前二項」を「前項」に改める。
第三十條第二項に後段として次のように加える。
この場合において、同條第一項中「他の物」とあるのは、「小包葉書以外の物」と読み替へるものとす。

第三十一條を次のように改める。
第三十一條（料金） 小包郵便物の料金は、別表の地帯の別別に従ひ、左の通りとする。

第一 地帯あてのもの
（イ）同一郵便区内、部の区内のみに於いて発着するもの
重量二キログラムまで二十五円とし、二キログラムをこえる二キログラム又はその端数ごとに十五円を増す。

（ロ）その他のもの
重量二キログラムまで三十五

規定による特殊取扱をしない。

小包葉書は、これとその差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所を同一にする小包郵便物に添附するのでなければ、これを差し出すことができない。

円とし、二キログラムをこえる二キログラム又はその端数ごとに十五円を増す。

二 第二地帯あてのもの
重量二キログラムまで四十五円とし、二キログラムをこえる二キログラム又はその端数ごとに十五円を増す。

三 第三地帯あてのもの
重量二キログラムまで五十五円とし、二キログラムをこえる二キログラム又はその端数ごとに十五円を増す。

第三十二條第三項中「通貨」を「現金」に、「三倍以上の額に相当する通貨」を「二倍以上の額に相当する現金又は有価証券（郵政大臣の指定するものに限る。）」に改め、同項の次に次の一項を加える。

官公署、特別の法律をもつて設立された公団、営団、公社、金庫及び公庫、日本国有鉄道並びに日本銀行に対しては、前項の担保を免除する。

第三十二條の次に次の一條を加える。
第三十二條の二（料金受取人拂）書状及び郵便葉書で、これを受け取るべき者が、省令の定めるところにより、郵政省の承認を受け、郵便料金はその者において支拂うべき旨の文言及び郵政省の承認番号を表示したものは、特殊取扱となし、その者において差し出す場合に限り、差出人において、その料金を納付することを要しない。

前項の規定により差し出された書状及び郵便葉書については、受取人は、配達の際その料金に一通につき一円の手数料を加算した額を納付しなければならない。
第三十八條第三号中「及び保険扱

料」を削り、第四号中「郵便私書箱」を「引き続き一年以上使用した郵便私書箱」に改め、同号の次に次の一項を加える。

五 第三種郵便物の認可をしない旨の通知をした場合における認可申請の際納付した料金の半額

第三十九條中「私設又は使用を廃止した日から六箇月」の下に、「同條第五号の料金については、郵政大臣

郵便私書箱の使用期間及び使用料は、左の表の通りとする。

使用期間	使	用	料
三箇月	三百六十円	二百四十円	百五十円
六箇月	六百三十円	四百二十円	二百六十円
一年以上	千八十円	七百二十円	四百五十円

第五十三條第一項中「書留若しくは保険扱とした通常郵便物又は小包郵便物」を「小包郵便物又は書留とした通常郵便物」に改め、「又は保険扱料」を削る。

第五十七條中「保険扱」を削る。

第五十八條及び第五十九條を次のように改める。
第五十八條（書留） 書留の取扱においては、郵政省において、当該郵便物の引受から配達に至るまでの記録をし、若し、送達途中において当該郵便物を亡失し、又はき損した場合に、差出人の賠償責任から郵政省に申出のあつた損害賠償額の全部又は一部を賠償する。

郵便物の内容たる物が現金である場合には、前項の損害賠償額

から認可をしない旨の通知を受けた日から六箇月を加える。

第四十三條第二項第二号中「電信によるもの（取もどし）百六十円」を「電信によるもの（取もどし）百二十円」に改める。

第四十四條第二項中、「保険扱」及び「保険扱料」を削る。

第五十條第二項を次のように改める。

現金の額が千円をこえるもの

千円をこえる千円又はその端数ごとに十円の割合で算出した金額を七十円に加えた金額

二 郵便物の内容たる物が現金以外の物である場合
損害賠償額が千円以下であるもの
三十円

損害賠償額が千円をこえるもの
千円をこえる二千円又はその端数ごとに一円の割合で算出した金額を三十円に加えた金額

第五十九條 削除
第六十條第二項中「通常郵便物」を「郵便物」に、同條第三項中「三十円」を「二十円」に、同條第四項中「三十円」を「二十円」に改める。

第六十一條第二項及び第六十二條第二項中「又は保険扱」を削る。

第六十四條第二項中「又は保険扱」を削り、同條第三項中「五十万円」を「五十万円」に改める。

第六十八條第一項第一号中「又は保険扱」を削り、同條第二項を次のように改める。
前項の場合における賠償金額は、左の通りとする。
一 書留とした郵便物の全部を亡失したとき
申出のあつた額（第五十八條第四項の場合には、千円を限度とする実損額）
二 書留とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又はその一部を亡失したとき
申出のあつた額を限度とする

現金の額が千円をこえるもの
千円をこえる千円又はその端数ごとに十円の割合で算出した金額を七十円に加えた金額

二 郵便物の内容たる物が現金以外の物である場合
損害賠償額が千円以下であるもの
三十円

損害賠償額が千円をこえるもの
千円をこえる二千円又はその端数ごとに一円の割合で算出した金額を三十円に加えた金額

第六十條第二項中「通常郵便物」を「郵便物」に、同條第三項中「三十円」を「二十円」に、同條第四項中「三十円」を「二十円」に改める。

第六十一條第二項及び第六十二條第二項中「又は保険扱」を削る。

第六十四條第二項中「又は保険扱」を削り、同條第三項中「五十万円」を「五十万円」に改める。

第六十八條第一項第一号中「又は保険扱」を削り、同條第二項を次のように改める。
前項の場合における賠償金額は、左の通りとする。
一 書留とした郵便物の全部を亡失したとき
申出のあつた額（第五十八條第四項の場合には、千円を限度とする実損額）
二 書留とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又はその一部を亡失したとき
申出のあつた額を限度とする

第六十九條 削除
第七十條第二項中「二千円」を「二千円」に改める。
第七十七條及び第七十八條中「五千円」を「五千円」に改める。
第七十九條中「二千円」を「二千円」に改める。

第八十條第一項中「二千円」を「二千円」に、同條第二項中「五千円」を「五千円」に改める。
第八十一條中「五千円」を「五千円」に改める。
第八十一條の次に次の一條を加える。
第八十一條の次に次の一條を加える。

三 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき
引換金額
第七十六條第一項中「二万円」を「一万円」に改める。
第七十七條及び第七十八條中「五千円」を「五千円」に改める。
第七十九條中「二千円」を「二千円」に改める。

第八十條第一項中「二千円」を「二千円」に、同條第二項中「五千円」を「五千円」に改める。
第八十一條中「五千円」を「五千円」に改める。
第八十一條の次に次の一條を加える。

第八十一條の次に次の一條を加える。
第八十一條の次に次の一條を加える。

第八十一條の次に次の一條を加える。
第八十一條の次に次の一條を加える。

第八十一條の次に次の一條を加える。
第八十一條の次に次の一條を加える。

第八十一條の次に次の一條を加える。
第八十一條の次に次の一條を加える。

第八十一條の次に次の一條を加える。
第八十一條の次に次の一條を加える。

第八十一條の次に次の一條を加える。
第八十一條の次に次の一條を加える。

第八十一條の次に次の一條を加える。
第八十一條の次に次の一條を加える。

三月三日本委員会に左の事件を付託された。

一、大阪市此花区に郵便局再建の請願(第七六二号)

第七六二号 昭和二十六年二月十六日受理

大阪市此花区に郵便局再建の請願

請願者 大阪市此花区長 中村

芳次郎外六名

紹介議員 村尾 重雄君

此花区は、大阪市の大工業地帯であつて、新扶桑金属工業、日立造船、住友電気、汽車製造、日新化学工業、大阪瓦斯等いわゆる大阪西六社の各会社工場を始め、日本発送電、ラサ工業等の有力会社工場が多数存在しているが、同区の此花郵便局が昭和二十年の戦災によつて焼失したまま現在に至つてゐるため、通信事務の不利不便が極めて大きいから、すみやかに此花郵便局を再建せられたいとの請願